

令和7年度役員等手当（案）

【学校法人日本歯科大学給与規程】

第2条 役員の手当は、原則として年2回（6月、12月）支給する。

理事長	4,000,000円
理事	1,000,000円
監事	1,000,000円 常勤監事には、別に月額100,000円を支給する。
評議員長	1,000,000円
評議員	500,000円